

薬事制度の見直しについて (体外診断用医薬品のクラス分類関係)

厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室

体外診断用医薬品の分類

要承認体外診断用医薬品

改正薬事法第14条第1項に基づき承認が必要な体外診断用医薬品。

クラスⅢ

診断情報リスクが比較的大きく、
情報の生命維持に与える影響が大
きいと考えられるもの。

クラスⅡ

診断情報リスク(確定診断に与え
る寄与)が比較的低いと考えられる
測定項目を測定するものであって、
較正用標準物質がない、もしくは、
較正用標準物質があるが自己点
検が容易でないもの。

クラスⅠ

診断情報リスク(確定診断に与
える寄与)が比較的低いと考えられ
る測定項目を測定するものであつ
て、較正用標準物質があり、自己
点検が容易なもの。

要認証体外診断用医薬品

改正薬事法第23条の2第1項に基づき厚生労
働大臣が基準定めて指定する体外診断用医薬
品。(基準: 体外診断用医薬品相関性基準)

承認・認証不要体外診断用医薬品

改正薬事法第14条第1項に基づき厚生労働
大臣が基準定めて指定する体外診断用医薬品。
(基準: 体外診断用医薬品の標準品の管理に關
する基準)

一般的名称は、
ISO TC210で議論
されているGMDNに
定められる名称に
準拠。
なお、クラスⅣに
ついては、当面の
間、設定しない。

体外診断用医薬品のカテゴリーと承認制度

分類	定義	現行				改正後			
		米国	EU	医療用・一般用	要件	医療用	一般用	基準	要件
低リスク	<p>診断情報リスク(確定診断に与える寄与)が比較的低いと考えられる測定項目を測定するもの。</p> <p>1. 較正用標準物質があり、自己点検が容易なもの(約130項目) (例) GPT, GOT, ALP, グルコース、LDH, HbA1C, IgG, コレステロール、エストラジオール</p> <p>2. その他(約300項目) (例)Hb, Ht等血液形態学的検査、細菌学的検査、抗Sm抗体等自己免測定</p>	届出不要	事前届出 510(k)	自己認証	GMP適用除外	承認不要 (自己認証)	第三者認証	体外診基本要件 較正用標準物質	品質システム型GMP適用
その他 50項目	<p>診断情報リスクが比較的大きく、 <u>情報の生命維持に与える影響が大きい</u>と考えられるもの。及び新測定項目</p> <p>(例)癌、HIV、HCV等感染症診断薬、NAT等遺伝子診断薬</p>	承認	第三者認証	大臣承認	大臣承認	第三者認証	第三者認証	体外診基本要件 相関性基準 (既存品との相対比較試験)	体外診基本要件

注: 米国における一般用は、事前届け出であるが、通常の医療用の申請に比べ、添付文書や性能に関する要件が上乗せ的に定まっている。欧洲においては、血糖測定機器等一般用機器は、第三者認証の対象とされている。

体外診断用医薬品の分類と一般的名称の数 (平成15年6月薬事・食品衛生審議会報告)

分類		一般的名称数
承認・認証不要体外診断用医薬品	(クラスⅠ)	132
要認証体外診断用医薬品	(クラスⅡ)	322
要承認体外診断用医薬品	(クラスⅢ)	224
	(クラスⅣ)	—
計		678